平成24年(ワ)第206号、同第543号 柏崎刈羽原子力発電所運転差止請求訴訟 原告 吉田隆介 外189名

被告 東京電力株式会社

## 意見陳述書

平成25年5月16日

新潟地方裁判所第2民事部合議係 御中

原告 大 西 しげ子

私は1980年から33年余り、一人の母親として原発に反対してきました。きっかけは、新潟市に隣接する旧巻町(現新潟市)の原発建設計画に不安を持ったことからでした。

前年1979年には米国スリーマイル島原発事故もあり、巻原発の建設予定地から20キロ圏内に住んでいた私は、特に幼い子どもたちへの影響が心配になりました。そこで、私は、同じ幼稚園の母親たちと小さな原発学習会を始めました。当時既に原発の危険性は多くの人々によって指摘され、事故の可能性やその場合の被害の深刻さ、特に子どもたちの健康や遺伝子への影響が警告されていました。

反対運動をする中で、私がその警告の正しさを実感したのは、チェルノブイリ原発事故から10年目の1996年に、事故で被害を受けたベラルーシの子どもたちを新潟に迎え、保養里親運動を行った時でした。放射能で汚染された環境と食物から切り離し子どもたちの健康回復を目指すこの運動が、後に福島の子どもたちにも行われるとは当時は想像もできませんでした。受け入れた10歳から12歳の子どもたちは、母親の胎内にて、あるいは生まれてから幼くして被曝し、全員甲状腺の病気を持っていました。命を与えられ、本来健やかに育つべき子どもたちが、なぜ生涯病と闘っていかなければならないのかと考えると、原発の恐ろしさと同時に、

それを推進し、さらには事故が起きても情報操作によって国民に真実を伝えなかった当時のソ連政府の罪を考えずにはおられませんでした。すなわち、ソ連政府は、 事故発生の事実を一週間も国民に隠し続け、なにも知らない人々を無防備に被曝させたのです。

しかし、情報操作によって国民が真実を知らされず大きなリスクを負ってしまったのは、今回の福島第一原発事故も同じです。私は、被告東京電力株式会社(以下「被告」)と国は、旧ソ連政府と同罪だと思います。特に、事故を小さくみせようと楽観論で国民の不安を削いだり、避難指示を誤ったりした国に重大な責任がありますが、事故を起こした当事者である被告の情報隠しも重大です。被告は、深刻な事態を起こしながら当初メルトダウンすら認めませんでした。国会事故調の報告にも、被害の拡大の原因の一つとし、被告の近隣住民はじめ国民及び全世界の関係者への適時適切な情報公開の不足が挙げられています(p43)。被告は、事故を収束させ、住民の被曝を防ぐために、事実の公開を急ぎ、国の内外の専門家に助けを求めるべきでした。それら官民あげての情報隠しと判断の誤りで、どれだけ多くの人々が逃げ遅れ、その結果、子どもたちが被曝させられたことでしょうか。

国会事故調の報告書の中に、情報の遅れで被害を受けた多くの住民の言葉がありました。中でも、妊娠初期の胎児や幼い子どもの被曝を心配する親の声や、1歳6か月ぐらいの子どもが高い放射線区域で遊んでいるのを見たという証言(p353)などが心に迫りました。「母親の胎内で、あるいは幼くして被曝したベラルーシの子どもたち」の姿が重なってきました。

被告には考えてほしいのです。どれだけ多くの親たちが、後悔と不安を抱えなが ら、これからの長い人生、子どもの被曝に向き合っていかなければならないのかを。

また、自分では何一つ決めることもできないのに、大人が作り出した結果の全てを受け入れざるを得ない子どもたちのことを。その一人一人の悲しみや不安、人生を狂わせられた苦しみを真摯に見てほしいのです。それに向き合わずして、あなた

方は自分たちの大罪を理解することはできないと私は思います。

福島から新潟に自主避難をしていたお母さんが以前こんな話をしてくれました。「久しぶりに故郷に帰り、子どもの通っていた学校へ行ったら運動会をしていて、みんなマスクをして走っていた」と。子どもが子どもらしく当たり前に暮らせず、被曝を強いられているこの国に未来があるのでしょうか。

このような深刻な事故を起こした被告は、また今後も大事故を起こす可能性のあることを思い、以上の理由を持って、私は被告の管理する柏崎刈羽原発の運転差止めを求めます。

最後に、人権の砦である司法に、子どもの健やかに生きる権利を守って頂きたく お願いをして陳述を終わります。